

内航船員派遣契約書作成ガイドライン

[第一部]

第 欄：

本船上の指揮命令者は船長であるが、船長が派遣船員である場合は、船主の役職員でなくてはならない。

第 欄：

これは船員職業安定法（以下「法」という。）第 66 条 1 項 1 号で要求される事項である。それぞれの船員に関して、その職名に基づいて行われる職務をできるだけ具体的に記入することが求められる。

記入例

甲板員；航海当直、出入港作業、ホールドのクリーニング作業等

船長；船長の業務

（注）船種等によって特に求められる業務（例：タンカーの危険物等取扱責任者の業務）がある場合は、これらの業務も含めて記入すること。

第 欄：

これも法第 66 条 1 項 5 号で要求される事項である。それぞれの船員に関して、基準労働期間、労働時間（所定内労働時間、時間外労働時間）及び休息時間を記入する。ただし、時間外労働時間については、乙がその使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者と協定を締結し、国土交通大臣に届け出をした協定の範囲を超えることができないことに留意すること。

[第二部]

第 5 条 2 項：

派遣料金の改定の出来る場合とは、民法上の事情変更の原則における要件を参考とする。具体的には、契約成立の基礎となっていた事情の変更（基礎事情の変更）、事情の変更が、当事者の予見しなかったことであるか予見し得なかったこと（予見の不可能性）、事情変更が当事者の責めに帰すべからざる事由によって生じたものであること（責めに帰すべからざる事由）、及び事情変更の結果、当初の契約内容をそのまま維持強制することが著しく信義公平の観念に違反すること、を満たされることが必要である。

第 10 条：

派遣先責任者は、派遣先の役職員でなくてはならない。船長が派遣船員である場合は、派遣先責任者にはなれない。

第 13 条：

被保険利益に関しては、P&I クラブ、損害保険会社、船会社の議論にゆだねることとしたため、本書式においては当事者の選択制とした。

第 17 条：

法第 81 条に従うことが求められる、具体的には、派遣可能期間は、法第 81 条第 3 項によって期間（1 年を超え 3 年以内）を定めた場合は、その期間が派遣可能期間となり、期間を定めていない場合は、1 年が派遣可能期間となる（法第 81 条第 2 項）。すなわち、甲が 1 年を超え 3 年以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとする場合は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなくてはならない（法第 81 条第 3 項）。派遣先は、この期間を定め、又は、これを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に船員の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合に対し、船員の過半数で組織する労働組合が無い場合は、船員の過半数を代表する者に対して、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする（法第 81 条第 4 項）。例えば、派遣可能期間を法第 81 条第 3 項によって 2 年と定めたうえで、第一部 で 2 年とした場合には、第二部第 17 条により更新（期間の変更）を行うためには、法第 81 条第 4 項によって、当該派遣先の事業所に船員の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合に対し、船員の過半数で組織する労働組合が無い場合は、船員の過半数を代表する者に対して、あらかじめ当該期間を通知し、その意見を聴かなくてはならない。なお、同一の業務の派遣可能期間は最大 3 年であることから、当初の本契約から通算して 3 年を超える更新（期間の変更）はできない。

1. 1 年を超える期間で「派遣可能期間」を定めた場合

1 年 < 「派遣可能期間」 3 年であるが、

この 1 年を超える「派遣可能期間」を定める際 所定の手続きが必要

一度定めた「派遣可能期間」の変更 所定の手続きが必要

（ の場合においては、期間の延長・短縮を問わず、所定の手続きを要し、また、延長する場合にはその期間は最長 3 年を限度とする）

なお、契約の更新は、派遣可能期間の範囲内で可

2. 「派遣可能期間」を定めていない場合

派遣可能期間は 1 年であるが、

1 年を超えるような「派遣可能期間」を定めるよう変更するとき 所定の手続きが必要

なお、契約の更新は、通算して 1 年を超えない範囲内で可

船員の権利：

第 7 条 4 項などで、派遣先の雇用船員と派遣船員との差別は禁じられている。したがって、第 7 条及び第 15 条の解釈の結果、派遣先船員も本船に対して商法 842 条 7 号により船舶先取特権を認めるのが契約書の趣旨である。

以 上